

さがすたいる推進支援事業費補助金募集要項

令和7年度「さがすたいる推進支援事業費補助金」（以下「補助金」という。）について、申請を希望される方は、以下のとおり御応募いただきますよう御案内します。

1 事業目的及び概要

（1）事業目的

年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、みんながしぜんに支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広めるために補助対象者が実施する取組に対して支援を行うことにより、人にやさしい地域の創出を図ることを目的とする。

（2）事業概要

応募者は事業目的に沿った事業計画を県に対して応募申請するものとし、県は「さがすたいる」を広め、人にやさしい地域の創出に資すると認めるものを選定し、予算の範囲内でその計画の実施に要する経費の一部を補助する。

2 対象事業

対象事業は、次の要件を全て満たす事業とする。なお、応募可能な件数は、1補助対象者あたり1件とする。

（1）「さがすたいる」を広め、人にやさしい地域の創出を目的とするもの

（2）補助対象者が直接又は委託等（障害、子育て、外国人などの当事者・C S Oの参画）により佐賀県内で実施するもの

（3）県が定める別添1「さがすたいる」のロゴ及び理念を明示して実施するもの

（4）県が定める別添2「みんなで楽しむイベントづくりサポートブック」（佐賀県県民環境部県民協働課作成）に基づく合理的配慮を講じて実施するもの

（※）C S Oとは、Civil Society Organizations の略で、NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体をいう。

3 補助事業経費・補助対象者・補助率（補助上限額）

（1）補助金の対象経費・補助対象者・補助率（補助上限額）は、次表のとおりとする。

補助対象経費	補助対象者	補助率 (補助上限額)
補助対象者が作成する実施計画に掲げる交付対象事業（募集要項第2に規定する事業に限る）に掲げる経費（ハード整備を除く）であって、次の各号に掲げるもの。 （1）県民を対象に、「さがすたいる」への理解を広める	佐賀県内の市町CSO 民間事業者	1 / 2 以内 (1, 000 千円)

<p>ことを目的として実施するもの</p> <p>(2) 店舗等を対象に、人にやさしい施設やサポートを促すことを目的として実施するもの</p> <p>(3) みんながしぜんにまざり合い交流できる機会づくりを目的として実施するもの</p> <p>(4) 補助対象者の職員を対象に、「さがすたいる」の理解を広めることを目的として実施するもの</p> <p>(5) その他知事が必要と認めるもの</p>		
--	--	--

(2) 具体的な対象経費の例としては、次表のとおりとする。

経費区分	対象経費の例
(1) 県民を対象に、「さがすたいる」への理解を広めることを目的として実施するもの	障害のある方や外国の方など様々な当事者を講師に招き、一般県民及び児童生徒との交流や相互理解を図り、みんながしぜんに支え合い心地よく過ごせる環境を創出することを目的とした出前講座やワークショップなどの実施に要する経費（例：講師の謝金・旅費、手話通訳・要約筆記派遣料、広報物・ノベルティ制作費、委託料、会場使用料等）
(2) 店舗等を対象に、人にやさしい施設やサポートを促すことを目的として実施するもの (ハード整備を除く)	みんなが安心して外出・交流できる環境を創出していくため、様々な当事者又は専門家を講師に招き、人にやさしい施設やサポートに関するアドバイスを受けることを目的としたゼミ・ワークショップ等の実施に要する経費（例：講師の謝金・旅費、手話通訳・要約筆記派遣料、広報物・ノベルティ制作費、委託料等）
(3) みんながしぜんにまざり合い交流できる機会づくりを目的として実施するもの	イベントの運営スタッフやボランティア等を対象とした接遇研修、みんながしぜんにまざり合い交流できるトークイベント・ワークショップ・体験ブース等の企画運営及び合理的配慮に要する経費（例：講師の謝金・旅費、手話・要約筆記・託児サービス派遣料、ボランティア保険料・謝金・旅費、広報物・ノベルティ制作費、委託料、会場使用料等）
(4) 補助対象者の職員を対象	職員を対象とした、みんながしぜんに支え合い心地よ

に、「さがすたいる」の理解を広めることを目的として実施するもの	く過ごせる環境を創出することを目的としたセミナーや講座などの実施に要する経費（例：講師の謝金・旅費、手話通訳・要約筆記派遣料、広報物・ノベルティ制作費、委託料、会場使用料等）
（5）その他知事が必要と認めるもの	

（3）次に掲げる事項に該当する場合は、対象経費外とする。

- ア 特定の個人、企業の財産形成又は営利を目的とするもの
- イ 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- ウ 補助対象者の人件費、食糧費、報償費、車両賃借費、光熱水費に係る経費
- エ ソフト事業の実施に直接必要な最小限度の備品のうち一品の取得価格が10万円以上のもの
- オ 出資・出捐・貸付及び不動産取得・賃借に要するもの
- カ 既に実施している事業において、この補助金を受けることにより単に財源の付け替えに該当するものと知事が認めるもの
- キ 県及び県の外郭団体等の補助金を受けて実施するもの
- ク 県の交付決定前に購入、契約等を行うもの
- ケ 間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙、振込手数料、通信費、送料など）
- コ その他知事が不適当と認めるもの

（4）事業実施の留意事項

事業を実施する場合は、次の事項に留意すること。

- ア 補助対象者は、ホームページ、ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、広報物等において、当該事業の活動状況や本補助金を受けて事業を実施した旨を広く情報発信すること。
- イ 事業を行うにあたっては、さがすたいるのチラシ等の配布、さがすたいるウェブサイトの周知、さがすたいる倶楽部店舗等との連携を行い、「さがすたいる」を広めるための取組を実施すること。
- ウ 第1項第3号により事業を実施する場合において、補助対象者は原則として、イベント開催前に全ての出展者に「さがすたいる」に関する事前研修を実施すること。

4 応募資格要件

本事業に応募できる者（「補助対象者」という。）は、佐賀県内の市町、佐賀県内に事務所を有するCSO、佐賀県内に店舗・事業所等を有する民間事業者（行政機関を除き、個人・法人を問わない）のうち、次の全ての要件を満たすものとする。

- （1）自己又は団体の構成員等が、次の各号のいずれにも該当しない者。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第暴力団
（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）号）第2
条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定す
る暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者暴力団員でなくなった日から5年
を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的
を自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的
をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積
極的暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は
積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者暴力団又は暴力
団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者暴力団又は暴
力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 前項のイからキまでに掲げる者が、その經營に実質的に関与している法人その他の団
体ではない者。

5 応募の手続き、スケジュール等の手続き、スケジュール等

(1) 募集期間、提出書類、提出部数

ア 募集期間

令和7年4月1日（火）～令和7年12月12日（金）17：00

※募集期間中であっても、予算の上限に達した場合は募集を終了する。

イ 提出書類提出書類

- ・応募申請書（様式1）
- ・実施計画書（別紙1-1、別紙1-2）
- ・応募者がCSOの場合は次の書類
　　団体の定款その他の設置規定の写し
　　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し ※法人のみ
- ・応募者が民間事業者の場合は次の書類
　　会社概要がわかる資料（パンフレット等）
　　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し ※法人のみ

ウ 提出部数

1部（提出された書類は返却しない。）

(2) 書類の提出方法

郵便、電子メール、持参のいずれかの方法、により、(3)の提出先に提出すること。

(3) 書類の提出先・問い合わせ先

佐賀県県民協働課 さがすたいる担当（佐賀県庁旧館1階南）

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

E-mail : kenminkyoudou@pref.saga.lg.jp

電話：0952-25-7068（直通）

(4) 令和7年度予算額及び採択予定件数

令和7年度予算額	採択予定件数
5,000千円	5件程度

6 その他

(1) 提案事業の審査

応募された事業は、審査会を開催し、補助対象事業を選定する。事業の内容について、3つの評価項目（①補助事業の趣旨の理解度、②事業の効果、③実現可能性）により総合的に審査を行う。審査基準及び評価配分は、別表1のとおりとする。

(2) 採択結果の通知

採択結果については、審査会後に応募者あてに通知する。なお、採択者は、佐賀県さがすたいる推進支援事業費補助金交付要綱等に基づき、別途、交付申請の手続きを行う必要がある。手続きの流れは別表2を参照すること。

(3) 費用負担

応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 本補助金の交付期間

本補助金を交付する期間は、本補助金の交付が開始される年度限りとする。なお、県が翌年度以降において補助対象者を募集することとした場合であって、同一の補助対象者が翌年度以降に作成した実施計画を県があらためて選定するときはこの限りではない。ただし、翌年度以降の県議会において当該補助金に係る予算が成立しない場合は、募集を中止する。

(5) 補助事業の実施期間

令和8年3月末までに事業を完了し、県へ実績報告書を提出すること。

<様式資料一覧>

様式1：応募申請書

別紙1-1：実施計画書（事業計画関係）

別紙1-2：実施計画書（収支計画及び経費の配分関係）

別添1 「さがすたいる」ロゴ（PDFファイル）

別添2 「みんなで楽しむイベントづくりサポートブック」(PDF ファイル)

<応募書類>

応募様式・別紙一式 (Excel ファイル)

応募様式・別紙一式【記載例入り】(Excel ファイル)

<関係資料一覧>

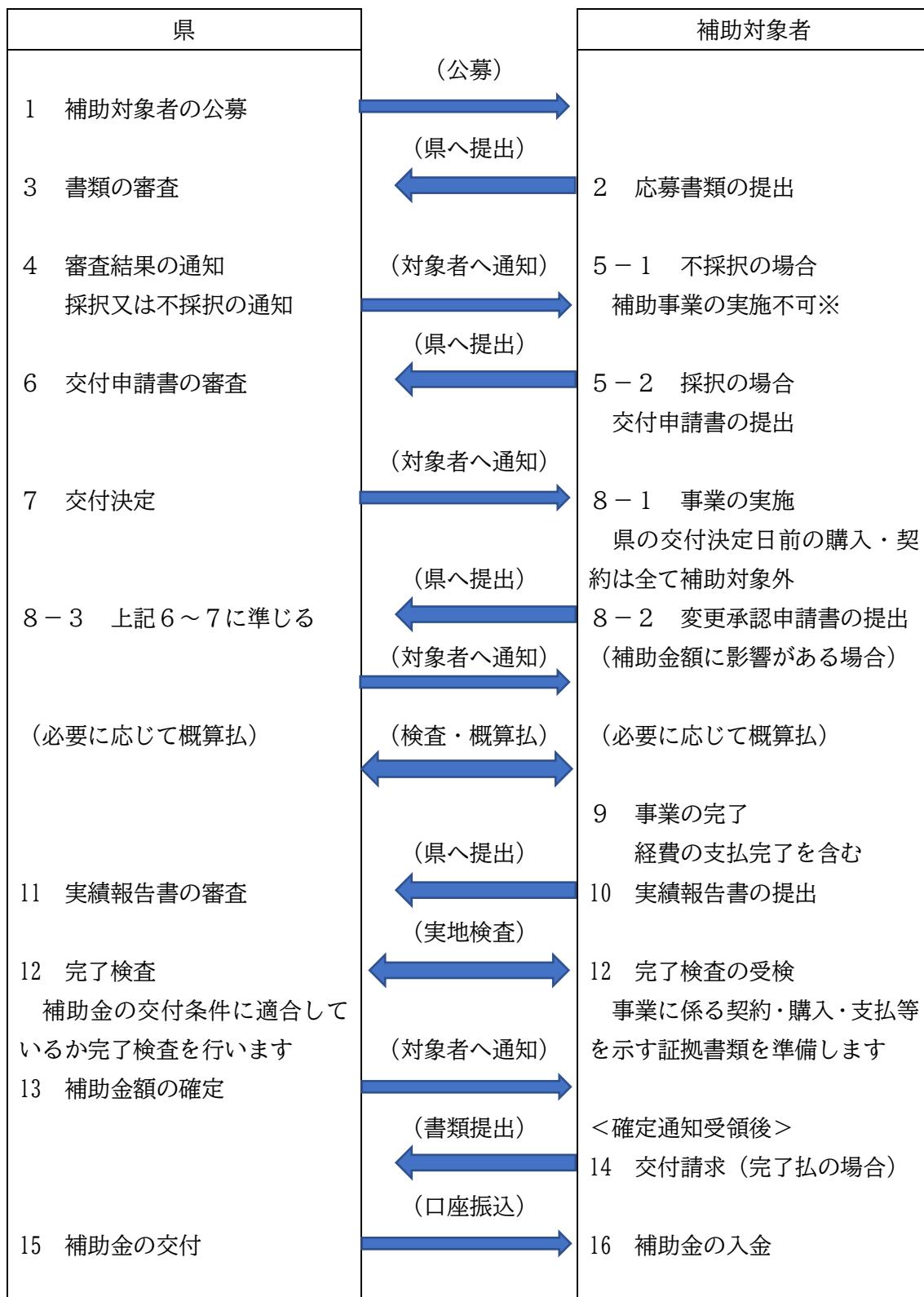
さがすたいる推進支援事業費補助金制度要綱

さがすたいる推進支援事業費補助金交付要綱

別表1 「評価基準及び評価配分」

項目	基準	配分	評定	基準点 (目安)	評点
理解度	○年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、みんながしぜんに支え合い心地よく過ごせる、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」を広め、人にやさしい地域の創出を図ることを目的とする活動になっているか。	30	非常によい よい 普通 やや悪い 悪い	30 24 18 12 0~6	
効果	○子育て、障害、外国人など、当事者・CSOとの連携により、みんながしぜんに支え合い心地よく過ごせる、人にやさしい地域の創出を効果的に実施することが見込まれるか。 ○みんながしぜんにまぎり合い安心して楽しめるような環境の創出につながる取組となっているか。	40	非常によい よい 普通 やや悪い 悪い	40 32 24 16 0~8	
実現可能性	○事業の経費算定や使途は適切か。 ○事業のスケジュールが明確で現実的か。 ○事業の執行体制や人員は確保されているか。 ○県が別に定める「さがすたいる」のロゴ、理念等を明示して実施することが見込まれるか。 ○県が別に定める「みんなで楽しむイベントづくりサポートブック」(佐賀県県民環境部県民協働課作成)に基づき合理的配慮を講じて実施することが見込まれるか。	30	非常によい よい 普通 やや悪い 悪い	30 24 18 12 0~6	
計				100点満点	
※評点総計の6割（100点×審査員4名×6/10 = 240点）に満たない場合は、補助金対象事業者としては選定しない。					

別表2 手続きの流れ



※不採択の場合、補助事業を実施できません（以後の事務手続はありません）。